

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成21年度
条 例 名	相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例		
条 例 番 号	昭和39年神奈川県条例第94号	法 規 集	第11編第5章
所 管 部 局 室 課	県土整備部河川課		
条 例 の 概 要	相模湖等の水域における危険の防止を図るため、これらの水域における舟艇の運航等の行為の制限等について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>(現在でも必要な条例か。)</small>	1 水泳、舟艇の運航等の行為の制限について ダム・堰の上流においては、ダム・堰の操作により急激な水位の低下が生じ、下流においてはダム・堰の操作により急流となって流下するため、これらの水域における水泳、舟艇の運航等の利用者に大きな危険が存在することは現在においても変わらない。 2 立入禁止について ダムや発電施設の放水口付近においては、人の立入りが危険であることは現在も変わらない。 よって、行為の制限及び立入禁止の措置について定めている本条例は必要である。	
	有効性 <small>(現行の内容で課題が解決できるか。)</small>	本条例制定以後、条例違反者を除き水難事故の発生はなく、危険防止・安全確保の観点からその有効性は認められる。	平成20年度舟艇の運航の許可状況 54者(1,988隻)
	効率性 <small>(現行の内容で効率的といえるか。)</small>	相模ダム等を管理し制限区域の実情に精通している公営企業管理者に行為許可、違反者指導の業務を委任しており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 <small>(県政の基本的な方針に適合しているか。)</small>	県内の特定の水域における河川利用者の危険の防止を図ることによって公共の安全を保持することを目的としたものであり、県政の基本的な方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 <small>(憲法、法令に抵触しないか。)</small>	県内の特定の水域における河川利用者の危険の防止を図ることによって公共の安全を保持することを目的としたものであり、憲法、法令には違反していない。	
	その他	罰金（行政刑罰）は反社会性の強い行為への制裁であるのに対し、過料（行政上の秩序罰）は単純な義務の懈怠への制裁とされているが、本条例の罰則は行為制限及び立入禁止区域への侵入行為をやめさせる指示に従わない者に対する制裁であり、違反行為そのものが反社会性を有するものと言えないことから、行政上の秩序罰である過料とするよう検討する。また、現行の河川法における河川名称の整理を検討する。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特記事項
	改正・ 廃止 を検討する。	罰則規定の整理、現行河川法における河川名称の整理などを含め、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無

